読む！ 聴く！ 実力がつく！

ご自宅へ持ち帰って中身をご確認ください

月刊 社労士受験

http://m-sharoushi.chosakai.ne.jp/

すべての受験生に役立つ情報が満載！！

見本号

特集1

働き方改革関連法〈労基法編〉

山川靖樹

特集2

今年こそ合格したい人の勉強法①

科目講座 労働基準法

スタートアップ企画 社労士試験ガイダンス〈前編〉

無料動画
＆音声解説講義つき！

定期購読がお得！ 詳しくは中面をご覧ください

労働調査会

月刊社労士受験のここに注目！

①独学／通学といった学習スタイル問わず誰でも使える教材！

月刊社労士受験の**「特集」**は、**市販の基本テキスト**や**資格予備校の基礎講座**では**フォローしきれない領域**に焦点を当て、**合格に必要な知識・情報**を毎月お届けします！　**月刊社労士受験**は、独学／通学といった学習スタイルを問わず、**全ての社労士受験生にとって最適の教材**なのです！

市販の基本テキストや**予備校の基礎講座**では

フォローしきれない領域を**特集！**

法改正　白書　判例　通達　etc.

基本テキストや基礎講座と組み合わせれば合格レベルの実力が身につく！

②優れたコストパフォーマンス！

月刊社労士受験の**「特集」**には**音声解説講義**が毎号付いています。音声解説講義は**付属CD-ROM**に収録されているほか、月刊社労士受験ホームページ（社会保険労務士試験サポートサイトhttp://m-sharoushi.chosakai.ne.jp/）から**ダウンロード**することもできます。

また、科目解説講座：**「インプット合格講座」**では、**動画解説講義**をネットで配信します（10～５月号）。

これらの音声・動画解説講義を担当するのは、独学の受験生に向けて動画配信講義を行うなど、受験指導には定評のある山川靖樹先生が率いる**「山川社労士予備校」実力派講師陣**です！

月刊社労士受験は、**月刊誌の価格**で**音声と動画による受験予備校**のような講義が受けられるという、**優れたコストパフォーマンスを実現**しています！

●執筆者紹介
山川 靖樹（やまかわ・やすき）
1961年生まれ。1994年、社会保険労務士試験に合格。その後、大手資格予備校 社労士講座専任講師に就任し、人気講師として全国の収録ビデオ講師に就任。2008年 山川靖樹の社労士予備校（通学及び通信）を開校。以降毎年、山川社労士予備校出身の社労士試験合格者を増やし続けている。

CD-ROM・ダウンロード

付属のCD-ROMには、本誌の各企画に対応した解説講義等の音声ファイル（MP3形式）が収録されています。また、この音声ファイルは、月刊社労士受験ホームページからダウンロードすることもできます。

無料試聴用のファイルも公開しています！　今すぐホームページにアクセスし、音声解説講義を試聴してみてください！

※パソコン・スマートフォンなど、MP3形式の音声ファイルが再生できる機器をご用意ください。

動画配信

「インプット合格講座」の解説は、動画で行います。動画は月刊社労士受験ホームページにて配信します。誌面上の解説では分かりにくい箇所も、動画で視覚的に分かりやすく解説します。

※各号の音声ダウンロード、動画配信は、発売日に合わせて開始します。

特集

月刊社労士受験の特集は２本立て！
特集１と特集２にそれぞれ音声解説講義が付きます！

社労士試験には、「通常のインプットだけではフォローしきれないが、試験には出る」という受験生泣かせのテーマがあります。そこで、そのような通常の基本テキストには載っていないような内容で特集を組み、音声解説講義付きで毎月１～２つのテーマを強化していきます。

※特集のタイトル・内容及び掲載時期は変更することがあります。

特集１スケジュール

10月号 **働き方改革関連法（労基法編）**

2019年度社労士試験の最重要事項といえる「働き方改革関連法」。10月号では改正項目の多い労働基準法の改正事項に関する、試験対策上重要なポイントを解説していきます。

11月号 **ねらわれる判例（１）～最新＆未出題判例からココが出る！～**

最新判例と過去未出題判例の中から、2019年度試験で出題される可能性が高いものを厳選し、詳しく解説します。判例独特の表現に慣れ、正誤判断の力を養いましょう。

12月号 **労基法的思考を鍛える**

社労士試験の労基法科目は、実務的な運用に関する出題が多いという特徴があります。法律の実務的な運用方法を示した「通達」を学ぶことで、労基法科目の得点アップを目指します。

１月号 **雇用保険で点を取る～押さえておきたい行政手引～**

近年、雇用保険法では「行政手引」と呼ばれる個別具体的な取り扱いを示した文書からの出題が増えています。膨大な数の行政手引の中から重要なものを紹介し、知識の上積みを図ります。

２月号 **ねらわれる判例（２）～再出題されるのはこの判例！～**

重要な判例は繰り返し出題されます。過去に出題された重要判例の中から、2019年度試験に出題が予想される判例を取り上げ、徹底解説します。

3月号 **年金法を苦手にしない～7つのウィークポイントを攻略しよう！～**

多くの受験生が苦手とする年金科目。しかし、苦手とされる単元というのは、実は共通しています。この機会にウィークポイントを克服して年金科目を得意科目にしましょう！

4月号 **選択式対策**

選択式問題の攻略には、日頃の地道なトレーニングあるのみです。そのための具体的な学習法についてレクチャーします。また、問題演習を通して空欄を埋める力をつけていきましょう。

5月号 **事例問題特訓ゼミ～「置き換える力」をつけて事例問題を攻略～**

事例問題を解くために必要な知識はそれほど難しいものではなく、問われているのはその知識を事例に置き換えられるかどうかです。「置き換える力」をつけて事例問題を攻略しましょう！

6月号 **白書・統計のエッセンス～出題予想に基づいた効率的な対策～**

白書・統計資料は膨大な範囲にわたりますが、出題されやすい箇所は明らかで、むしろ出題予想がしやすいのです。出題の可能性が高い箇所を厳選した効率のよい白書・統計対策です！

7月号 **働き方改革関連法（総合編）＆改正法**

10月号「働き方改革関連法」解説の続編。今回は施行規則や通達等を盛り込み、さらに詳しく解説します。また、「働き方改革関連法」以外の重要な改正法もまとめてお伝えします。

8月号 **模擬試験**

直前期の実力試しに最適な模擬試験を誌上で実施！　2019年度本試験の予想問題を出題します。解答後はしっかり復習して実力アップにつなげてください！

9月号 **直前対策総まとめ**

本試験は目前。出題の可能性が高いポイントを総まとめした、この時期の学習に最も適した直前対策です。試験直前まで見直して、万全の態勢で本試験に臨んでください！

特集２スケジュール

⇒詳しくは９ページをご覧ください。

10･11月号 **今年こそ合格したい人のための勉強法**

12･1月号 **計算問題はこわくない**

2・3月号 **残り２肢が合否を分けた！～2018年度本試験～**

4・5月号 **ひっかけパターンの大研究**

6・7月号 **複合問題の攻略法**

※８・９月号は特集１がワイド特集となります。

科目講座

基礎から応用までの解説講義＋問題演習＝科目講座
「インプット合格講座」は動画解説講義付き！

科目講座「インプット合格講座」 動画配信

条文をベースに、重要ポイントを解説していくスタンダードな形式の科目解説講座です。内容は中上級者向けに、より深い知識が求められるポイントをピックアップして、図解や比較表なども使いながら深く掘り下げていきます。誌面解説に加えて動画でも分かりやすく解説していきます。

科目講座「イントロダクション」

初めて法律を学ぶ人、基礎をもう一度固めたい人向けに、科目ごとに用語解説の形式で重要ポイントを学習します。必ず押さえておかなくてはならない基本事項を確実に理解して覚えられるように、わかりやすく解説しています。基本テキストへの導入編として最適な入門講座です。

科目講座「アウトプット一問一答」

基本的な論点を中心に、一問一答の形式で確認していきます。基本テキストを読んだときには分かったつもりでも、問題を解いてみると意外にあやふやな理解であることも多いものです。何回も繰り返して、完全に解けるようにしましょう。

●科目講座スケジュール

10月号 労働基準法	1月号 徴収法・安衛法	4月号 健康保険法
11月号 労災保険法	2月号 国民年金法	5月号 一般常識
12月号 雇用保険法	3月号 厚生年金保険法	

※掲載内容は変更することがあります。

答練

科目講座「アウトプット一問一答」を終えたら、「五肢択一式答練」「選択式答練」にチャレンジ！本試験と同じ問題形式に慣れていきましょう！

基本テキスト
インプット合格講座
イントロダクション

→ アウトプット一問一答 →

五肢択一式答練
選択式答練

社会保険労務士
小林　勇
（山川社労士予備校）

「答練（答案練習）」は、基本テキストを読んでわかったつもりになっている事項をあぶりだすのがねらいです。そして、あやふやな理解であったところは解説を読み、基本テキストに戻って復習することで、試験で使える知識として定着させていきます。

本誌の構成としては、科目講座としての「アウトプット一問一答」で基本テキストレベルの事項を押さえた上で、「五肢択一答練」「選択式答練」の２種類の答練に毎月取り組んでいただきます。

２種類の答練では、インプットには載っていないが本試験で問われる可能性のある論点も出題していきます。解説もしっかり付けていますから、インプットで不足している知識をこの答練で増やし、知識の幅を広げていきましょう。

●執筆者紹介
小林 勇（こばやし・いさむ）
1970年生まれ。2012年、社会保険労務士試験に合格。2013年より、山川社労士予備校の制作スタッフとして答練などを担当。「条文に忠実に」をモットーとした受験生の本質的な理解に切り込む問題、論理的でわかりやすい解説の制作に定評がある。

●答練スケジュール

10月号 労働基準法	2月号 国民年金法	7月号 労働法編(2)
11月号 労災保険法	3月号 厚生年金保険法	8月号 社会保険法編(1)
12月号 雇用保険法	4月号 健康保険法	9月号 社会保険法編(2)
1月号 徴収法・安衛法（五肢択一式）	5月号 一般常識	
安衛法（選択式）	6月号 労働法編(1)	

※掲載内容は変更することがあります。

特集1

誌面見本

働き方改革関連法（労基法編）

CD ダウンロード 音声解説

2019年度本試験の改正の目玉である「働き方改革関連法」について、いち早く受験生の皆さんにご紹介します。この10月号では、改正の中心である「労働基準法」における改正内容を特集します。この改正内容は、本試験対策においてももちろん、実務上も極めて重要な改正です。既存の制度とどう変わったのか、また、隣接の制度の関係性等、音声解説講義でしっかり理解しましょう。

社会保険労務士 山川 靖樹（山川社労士予備校）

このヘッドホンのアイコンのところに対応する音声解説講義が収録されています。

今月号の掲載内容の要点（４つの改正

改正ポイントその１：時間外労働の上限が

改正ポイントその２：10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、そのうち５日については毎年、時季を指定して与える義務が規定された。

改正ポイントその３：フレックスタイム制の「清算期間」の上限を、１か月から３か月に延長することが規定された。

改正ポイントその４：「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」が新たに創設された。

ちょっとアドバイス！

①上記改正は、一部の経過措置を置く規定を除き、平成31年（2019年）４月１日に施行されます。

②「働き方改革関連法」とは略称で、正確には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」といい、これにより労基法を含む複数の法律が改正されます。

③今回は、働き方改革関連法のうち、2019年度本試験対象の労働基準法の改正ポイント（全部で４つ）のみ取り上げます（その他の改正項目を含む改正の全体像は、次ページ参照）。

働き方改革関連法の全体構造

改正・新設内容
Ⅰ　★働き方改革の総合的かつ継続的な推進（雇用対策法の改正）
Ⅱ　長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等 １　労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法） ★①時間外労働の上限規制の法定化 改正ポイントその１ ※②中小企業の月60時間超時間外労働に対する割増賃金の猶予措置の撤廃 ★③10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、そのうち５日については毎年、時季を指定して与える義務を規定 改正ポイントその２ ★④労働時間の状況の把握の実効性確保（労働安全衛生法） ２　多様で柔軟な働き方の実現 ★①フレックスタイム制の「清算期間」上限を、１か月から３か月に延長することが規定された 改正ポイントその３ ★②特定高度専門業務・成果型労働制の創設 改正ポイントその４ ３　その他 ★①勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法） ★②産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）
Ⅲ　雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正等） ※①不合理な待遇差を解消するための規定の整備 ※②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化 ※③行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続の整備

続きは10月号をご覧ください。

特集2

誌面見本

今年こそ合格したい人のための勉強法①

CD ダウンロード 音声解説

2019年度本試験合格のために、まずやらなくてはならないことは、受験予備校やその講師から示される画一的な勉強法をただ実践することだけではなく、受験生の皆さん個人個人の状況に応じた「現状の課題の抽出」と、その課題に対する「分析とその分析に対する具体的な対策の実施」を「自らの手と頭を使って」行うことです。今月号では、この「現状の課題の抽出」について、どのような方法で行えばいいのか、「具体的な方法」を皆さんにご提案します。

社会保険労務士 三宅 大樹（山川社労士予備校）

このヘッドホンのアイコンのところに対応する音声解説講義が収録されています。

はじめに

この特集は、今年８月26日に実施された2018年度本試験を受験されたばかりの方を対象にしています。来年度こそは！と思っていらっしゃる方も多いかと思います。

もちろん、すぐに勉強をスタートするというのも、悪くはありませんが、スポーツの世界でも仕事でも、試合や大きなプロジェクトの後には、必ず結果についての「ミーティング」をし、そこで出された反省内容やアイディアを、次の試合やプロジェクトに活かすための対策を立てますよね。基本的に社労士試験もこれと同じです。結果に対する振り返りをまったくしないで、次にすぐ向かうのは、また違う場面で同じような失敗をする可能性が高くなります。

ただ、社労士試験がスポーツの世界や仕事と少し違うところは、受験勉強は基本的に１人で行っているので、このミーティングも１人で行う必要がある点です。

よく、「○○についての勉強法」ということが言われ、確かに受験生の大半にある程度共通する最大公約数的な対策方法はあるとは思います。ただし、最終的には、「自分の状況に応じた方法」を取ることが必要です。この特集では、そのセルフミーティングを行う具体的な方法を、２つのステップでご紹介していきます。

準備：はじめに、今年度の受験勉強の過程で「うまくいったこと」を書き出してみる

ややもすると、本試験で「うまくいかなかったこと」だけを思い詰めてしまいがちですが、特にこの社労士試験は、成功と不成功の境目は本当に些細なことだったりします。つまり、今年度の本試験に向けてこの１年間に「うまくいったこと」は、本試験の結果にかかわらず、必ずあったはずです。

続きは10月号をご覧ください。

特集２スケジュール

10・11月号

今年こそ合格したい人のための勉強法

2019年度本試験合格のためには、まず受験生の皆さん一人ひとりの状況に応じた「現状の課題」の抽出・分析と「具体的な対策」を行う必要があります。これらの実際的な方法を受験生の皆さんにご提案します。

12・1月号

計算問題はこわくない

計算問題の攻略には、いくつかのポイントがあります。そのポイントをていねいに押さえれば、計算問題を解くことは難しくありません。計算問題に苦手意識がある人は必見です！

2・3月号

残り２肢が合否を分けた！～2018年度本試験～

学習が進んだ人がぶつかる、「残り２肢」の壁。２肢までは絞りこんだものの、最後で間違ってしまうのはなぜか？　2018年度本試験問題を題材に、合否を分ける２肢を徹底分析します。

4・5月号

ひっかけパターンの大研究

「ひっかけ問題」をパターン別に分類し、徹底分析します。パターン別の練習問題を通して、ひっかけパーツを見抜く力をつけましょう！

6・7月号

複合問題の攻略法

全て異なる分野から出題される五肢択一式の「複合問題」。これを解くのに必要な、短時間で正確に必要な知識を出し入れする力をトレーニングします。

※８・９月号は特集１がワイド特集となります。

●執筆者紹介
三宅 大樹（みやけ･だいじゅ）
1973 年生まれ。2012年、社会保険労務士試験に合格。2014年、山川社労士予備校講師に就任。合格に必要な知識の習得に留まらず、その後を見据えた「アウトプットを意識したインプット学習」「真に考える力の習得」を指導方針としている。

科目講座

インプット合格講座

第1回 誌面見本

労働基準法

条文をベースに、重要ポイントを解説する科目解説講座です。中上級者向けに、より深い知識が求められるポイントをピックアップして図解や比較表なども使いながら深く掘り下げていきます。

社会保険労務士
山川 靖樹
（山川社労士予備校）

動画解説

1　労働契約の契約期間（法14条1項）

学習のポイント

長期間の労働契約を締結することは、法5条で禁止されている強制労働につながります。そこで、契約期間については、原則3年（一定の者は5年）を上限としています。なお、「期間の定めのない労働契約」を締結することは違法ではありません。

◆ 条文 ◆

労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもの[*1]のほかは、3年（次のいずれかに該当する労働契約にあっては、5年[*2]）を超える期間について締結してはならない。

イ）専門的な知識、技術又は経験（以下「専門的知識等」という）であって高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者（当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る）との間に締結される労働契約

ロ）満60歳以上の労働者との間に締結される労働契約（イ）の労働契約を除く）

ここをチェック！

期間の定めのない労働契約		有効
期間の定めのある労働契約	原　則：上限３年 例外１：ａ）有期的事業　ｂ）認定職業訓練の受講者 例外２：上限５年：ａ）専門知識労働者　ｂ）60歳以上	

続きは10月号をご覧ください。

月刊社労士受験ホームページで動画解説講義を無料配信！

「インプット合格講座」では、１回１時間、受験に必要な８科目を毎月１科目ずつ動画で解説します。動画でご覧いただく最大のメリットは、ズバリ！「分かりやすさ」です。誌面を画面上に映してポイントを示しながら、分かりやすく解説していきます。

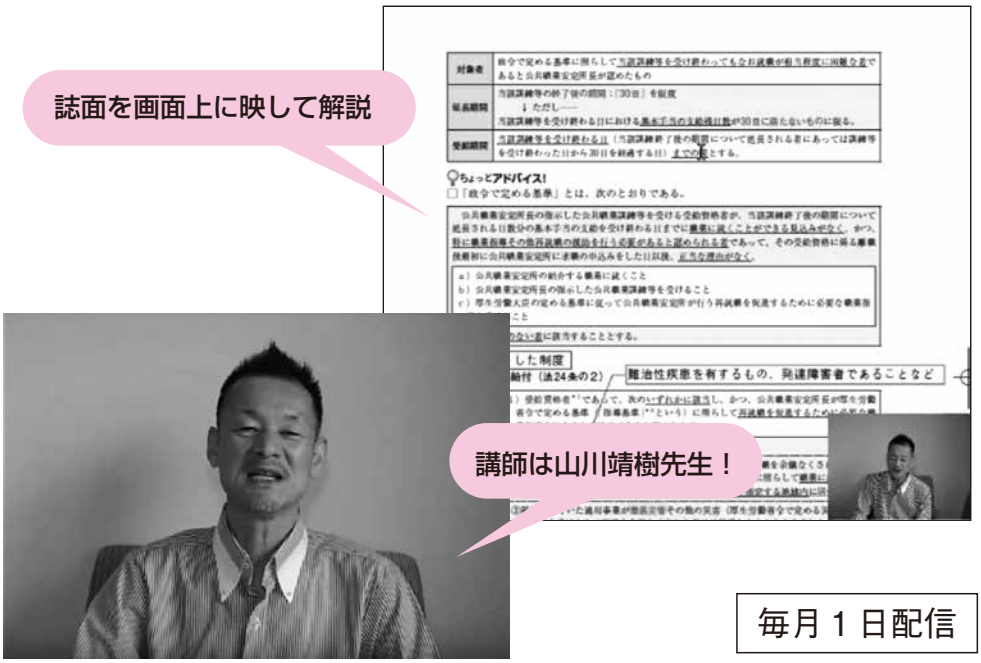

毎月１日配信

科目講座

誌面見本

イントロダクション 労働基準法

社会保険労務士
小林　勇
（山川社労士予備校）

初めて法律を学ぶ人、基礎をもう一度固めたい人向けに、科目ごとに用語解説の形式で重要ポイントを学習します。基本事項を確実に理解して覚えられるように、わかりやすく解説しています。

●労働者

「**労働者**」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、**賃金を支払われる者**をいいます。一般的には「正社員」「パートタイマー」「アルバイト」など様々な就業形態がありますが、労働基準法が適用される「労働者」は、正社員に限られません。「労働者」に該当するか否かは、「正社員」などの名称や、「雇用」「請負」「委任」等の契約の形式にかかわらず、実態として、**使用従属関係**（事業に使用され、労働の対償として賃金が支払われる）が認められるか否かにより判断されます。これに該当すれば、労働基準法における「労働者」として労働基準法による保護の対象となります。

ただし、**同居の親族のみを使用する事業**については労働基準法が適用されないため、その事業で労働している者は、原則として、労働者としては扱われません。また、**家事使用人**についても、労働基準法は適用されません。

「労働者」に該当するか否かは、実態として使用従属関係が認められるか否かにより判断される！

●使用者

「**使用者**」とは、**事業主**又は**事業の経営担当者**その他その事業の労働者に関する事項について、**事業主のために行為をするすべての者**のことで、労働基準法各条の義務について

続きは10月号をご覧ください。

科目講座

アウトプット一問一答

第1回 誌面見本

労働基準法

インプット講座で学んだ論点を中心に、一問一答の形式で問題が解けるように訓練していきます。また、インプット講座以外の論点も織り交ぜていますので、解説を読んでさらに知識を広げていきましょう。

社会保険労務士
小林　勇
（山川社労士予備校）

第1章　総則

001 □□□ 労働基準法別表第1には第1号から第15号までの各種の事業が掲げられているが、これに該当しない事業であっても、労働基準法は適用される。

001 ○　設問のとおり。業種ごとに異なった規定の適用が必要となるため、法別表第1に業種の区分が列挙されているが、法別表第1に掲げる事業にのみ労働基準法が適用されるのではない（平11.1.29基発45号）。

002 □□□ 本社及び支店が場所的に分散していても、同一の企業であれば、それらを総合して一の事業として労働基準法が適用される。

002 ×　一の事業であるか否かは、主として「場所的観念」によって決定され、原則として、場所的に分散しているものは「別個の事業」とされる（平11.3.31基発168号）。

003 □□□ 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならないが、この「労働条件」には、労働者の賃金、労働

003 ×　設問における「労働条件」とは、賃金、労働時間、労働契約の終了、災害補償、寄宿舎等に関する条件を含む、労働者の職場における一切の待遇をいう

続きは10月号をご覧ください。

五肢択一式 答練

誌面見本

「五肢択一答練」は、五肢から速く・正確に正答を選び出す力を付けるのはもちろん、解説を合わせて読むことで知識をさらに増やしていくことを目的にしています。

社会保険労務士 小林 勇（山川社労士予備校）

第１回　労働基準法

〔問　1〕 労働基準法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　使用者が、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的取扱いをすることは、均等待遇を定める労働基準法第３条に違反するため、使用者が特定の思想、信条を有する者をそのゆえをもって雇い入れることを拒むことは、当然に違法とされる。

B　労働者が労働時間中に、選挙権の行使のために必要な時間を請求した場合において、使用者がこれを拒むことは、労働基準法に違反するが、それに要する時間について賃金を支払わないこととしたとしても、同法違反とはならない。

C　高度の専門的知識等を有する労働者であって、５年の期間を定めて労働契約を締結したものは、当該労働契約の期間の初日から１年を経過した日以後においては、その使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができる。

D　業務上負傷し、療養のために休業している労働者であっても、当該労働者の責めに帰すべき事由がある場合には、使用者は、行政官庁の認定を受けることにより、解雇の予告又は解雇予告手当の支払をすることなく、その者を解雇することができる。

続きは10月号をご覧ください。

選択式 答練

誌面見本

「選択式答練」では、択一式では出題されにくいが選択式では出題されそうな条文や知識を選んで出題していきます。選択肢にはあえてまぎらわしい語句を入れています。惑わされず正答するには、まずは選択肢を見ないで語句を埋める習慣を付けていきましょう。

社会保険労務士 小林 勇（山川社労士予備校）

第１回　労働基準法

〔問　1〕　次の文中の［　　］の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1　第１条第２項においては、「この法律で定める労働条件の基準は［ A ］であるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。」とされる。

2　第９条においては、「この法律で「労働者」とは、［ B ］を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という）に使用される者で、［ C ］をいう。」とされる。

3　第10条においては、「この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の［ D ］について、事業主のために行為をするすべての者をいう。」とされる。

4　第116条第２項においては、「この法律は、［ E ］のみを使用する事業及び家事使用人については、適用しない。」とされる。

① 最低のもの	② 生活をする者	③ 社会的責務
④ 最高のもの	⑤ 名称の如何	⑥ 労務を提供する者
⑦ 同居の親族	⑧ 運営に関する事項	⑨ 職業の種類
⑩ 業務の性質	⑪ 絶対的なもの	⑫ 労働条件に関する事項
⑬ 役員	⑭ 相対的なもの	⑮ 賃金を支払われる者
⑯ 短時間労働者	⑰ 事業主に関する事項	⑱ 60歳以上の者
⑲ 労働者に関する事項	⑳ 労働契約を締結する者	

続きは10月号をご覧ください。

実力がつく！ モチベーションが

過去問トレジャーハンター

～本試験問題を解く６つの鍵を見つけ出せ！～

10月号～９月号　三宅大樹

過去問は何回も解いたし解けるようになったけど、いざ本試験問題を解くと思うようにいかない方は、非常に多いと思います。それは、過去問には皆さんがまだ見つけていない「宝箱」である本試験問題を解くための「鍵」がまだまだたくさん眠っているからなのです。さあ、６つの鍵を見つけ、「宝箱」である本試験問題を開ける旅に一緒に出掛けましょう！

【過去問に隠れている６つの鍵】

- ＫＥＹ１：過去問とまったく同じ鍵（10月号・11月号）
- ＫＥＹ２：鍵の形は変化する（12月号・１月号）
- ＫＥＹ３：鍵を使う場所も変化する（２月号・３月号）
- ＫＥＹ４：鍵の種類が変化する（４月号・５月号）
- ＫＥＹ５：何でも開けられるマスターキー（６月号・７月号）
- ＫＥＹ６：合格という宝箱を開ける最後の鍵（８月号・９月号）

ビジュアルで理解する年金法

～年金法はパズルの世界～

12月号～９月号　三宅大樹

年金法のほとんどの問題は、どのようなテキストでも記載があるオーソドックスな内容で作られています。でも決して、簡単ではありません。それは、なぜか？　文字情報だけで理解がしにくいことに加え、１つの規定の知識を別の規定の知識と結合させないと理解ができないジクソーパズルのような特徴があるからです。このジクソーパズルを完成させ、年金法を得意科目にしてみませんか？

上がる！ 強力連載ラインナップ

合格者が教える勉強法

10月号～12月号

2017年度の社労士試験合格者はどのようにして合格を勝ち取ったのか、具体的な勉強法を教えてもらいましょう。使用した教材から、時間の使い方、スランプの脱出法、苦手科目の具体的な克服法など、環境の異なる３人の先輩受験生から合格の秘訣を伝えていただきます。

社労士の魅力

２月号～５月号　大場貴之

社労士試験合格後、社労士としてどのように活躍していくのか、明確なイメージを持っていますか。開業２年目の著者がどのようにして社労士を志し、一人前の社労士になっていったのか、また、社労士としてやりがいを感じたエピソードなど、現在進行形で活躍の場を広げている大場先生に、具体的に紹介していただきます。

直前チェックこれだけは！

６月号～９月号　北村庄吾

直前期に最低限これだけは押さえておきたい内容を要点整理。覚えておきさえすればすぐに得点に直結する項目を厳選して、ポイントを確認できるチェックリストと図表を中心にまとめていきます。

●執筆者紹介

北村庄吾（きたむら・しょうご）
1961年生まれ。社会保険労務士・行政書士・ファイナンシャルプランナー。株式会社ブレインコンサルティングオフィス代表取締役。近年は、「週刊ポスト」（小学館）誌上での「年金博士」をはじめ、社会保障制度やサービス残業等の問題に対して鋭いメスを入れる評論家としてもテレビ・雑誌で活躍中。

暗記ツールも本誌にお任せ！

５分で覚える暗記ポイント 音声企画

10月号～５月号

音声メインで繰り返し聴いて覚えるコーナー。５分という限られた時間は、集中しやすく、スキマ時間で活用しやすい暗記のゴールデンタイムです。繰り返し聴いて丸ごと記憶してほしいポイントを、科目講座の進行に合わせて提供していきます。

試験に出る数字の単語帳 切り取り式カード

10月号～９月号　青木菜穂美、石井佐知

社労士試験は数字に絡んだ問題が３割を占めるともいわれるほど、数字を正確に覚えておくことがとても重要です。単語帳は、１枚１枚手でめくっていく感覚が五感を刺激して記憶に残りやすいため、古典的なツールながら根強い人気があります。カードに直接書き込んだり、覚えたカードを外していって最後には覚えにくいものだけ残して徹底的に繰り返すなど、使い方の応用も自由自在！　ご要望にお応えして、切り取りやすいミシン目が入りました。

無料配信！

毎週金曜日 17：30 配信

メールマガジンに今すぐご登録ください！

http://m-sharoushi.chosakai.ne.jp/me/mail-magazine/index.html　社労士受験メールマガジン 検索

試験に合格するためには、最新の情報が命。予習に、復習に、受験に役立つ情報が無料で入手できます。月刊社労士受験メールマガジン第11期（2018年9月～2019年8月配信）は9月7日（金）から配信を開始します。

今すぐホームページからご登録ください。

※システム上、過去のメルマガを配信することができませんので、お早めにご登録をお願いいたします。
※これまでご登録いただいている方は再登録の必要がなく、継続してお読みいただけます。メールアドレスの変更・解除はHPからお手続きをお願いします。